

規則第四十条第一項	通算する	通算して得た区分掛金納付月数に、確定給付企業年金法附則第二十八条第一項の被共済者の持分を算定する方法等を定める省令（平成十四年厚生労働省令第一号）第四十条第一項に規定する期間に係る区分掛金納付月数を通算する
-----------	------	---

（退職金共済契約の申込みに関する特例）

第五条 法附則第二十八条第一項の規定により引渡金額を機構に引き渡すことを希望する被共済者に係る退職金共済契約の申込みは、規則第四条第一項の規定にかかわらず、同項の退職金共済契約申込書を機構に提出して行うものとする。

2 前項の申込みは、引渡金額を機構に引き渡すことを希望する申出と同時にを行うものとする。

（加入促進のための掛金負担軽減措置に関する特例）

第六条 通算被共済者について納付された掛金に係る規則第四十五条の規定の適用については、同条中「及び同居の親族のみを雇用する中小企業者」とあるのは、「同居の親族のみを雇用する中小企業者及び確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）附則第二十八条第二項の規定により掛金納付月数が通算されることとなる退職金共済契約の共済契約者」とする。

附則

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成十五年九月三〇日厚生労働省令第一五三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一七年一月二四日厚生労働省令第二号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正前の確定給付企業年金法附則第二十八条第一項の被共済者の持分を算定する方法等を定める省令第五条の規定による支給率であつて、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までに効力を生じた退職金共済契約の被共済者に係るものについては、なお従前の例による。

附則（平成一七年八月二五日厚生労働省令第一三四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成二二年一月二二日厚生労働省令第一一九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。